

三州瓦師、永坂杢兵衛家の瓦づくり

林 口 宏

〔抄録〕

本論は、天明年間より太平洋戦争までの永坂杢兵衛家七代の瓦づくりを論じるものである。永坂杢兵衛家は、三州瓦産地の碧海郡棚尾村で製瓦業を営み、自家の記録を残した。天明の頃、二代目杢兵衛は、京都に上り当時の最先端技術を三河へ持ち帰っている。四代目杢兵衛は、明治九年、愛知県の特命を受け米国費拉特費府万国博覧会に三州瓦を出品している。杢兵衛家の瓦は、質、量ともに三州瓦産地の先駆的役割を果たしてきた。本論では、まず永坂家での徒弟制度を経て、瓦師職工への育成がいかに

なされたかを明らかにする。続いて、これら瓦師職工は、いかなる技術で設備、道具、窯等を使いこなし、瓦生産を行ったかを明らかにするものである。現在、国産瓦の七〇%以上は、三州製瓦工場で自動化された設備で大量に焼成されている。機械化される以前、三州棚尾村で行われた手作りの時代の瓦づくりを明らかにすることに意義がある。

キーワード 三州瓦、徒弟制度、棚尾村、永坂杢兵衛、粘土

はじめに

「瓦」についての研究は、考古学の分野から実に多くの研究がなされてきた。「瓦」には、人類が残した物質文化の痕跡が形を変えることなく出土するという優れた特質がある。人が粘土を加工し、焼くという明らかな痕跡により、文献資料では空白部分となる古代、中世の

歴史を補完するうえで「瓦」には説得力がある。

駒井鋼之助は、考古学者の立場から昭和三八年（一九六三）、「三州瓦の起源と太子講」を発表し、三州瓦の起源は寛永年間頃と推測した。文献史学の立場からは、石川繁治¹⁾が平成十三年（二〇〇一）著書「日本の瓦・三州の瓦」において、江戸期以降の三州瓦の歴史的経過を詳細にしている。先行研究を俯瞰して見ると、近世瓦の生産、流通

を研究対象としたものは、極めて少ない状況である。

本論文は、平成十年(一九九八)、碧海郡棚尾村瓦師永坂李兵衛家が碧南市へ寄贈した文書から、次の二点を明らかにしようとするものである。一つは李兵衛家ではいかに瓦職人を育成しようとしたか。二つめは瓦職人による瓦生産での仕事内容、粘土、窯、焼成の燃料等を明らかにするものである。

三州において近世初期での瓦づくりの主産地は藤井村を中心とした矢作川中流域(安城市・西尾市・岡崎市)と考えられている。元禄の時代には太子講と呼ばれる瓦製造仲間が存在していた。太子講の講元をはじめとする製瓦業者や岡崎城、西尾城の御用瓦師は、この矢作川中流域で瓦づくりを行っていた。

享保年間に至り江戸の町屋で瓦需要が増加する頃から、矢作川河口の碧南、高浜周辺で製瓦業者が急激に増加している。天保年間には太子講も東部団体(中流域)と西部団体(下流域)に分裂した。李兵衛家は西部団体に所属しており、東西団体が再統一する明治四十四年設立の西三瓦製造同業組合では役員となっている。

李兵衛家は、天明八年(一七八八)より昭和十九年(一九四四)まで、七代にわたり当主が製瓦業を営んでいる。手造りによる製瓦時代においては、事業規模、品質において三州瓦産地を代表できる製瓦事業業者であった。

本稿では、まず三州瓦産地棚尾村を概観し、永坂李兵衛家はいかなる家であったかを述べる。次に李兵衛家の瓦づくりに携わった、徒弟、職工という人に焦点をあて、その後、粘土、窯、燃料といった生

産までの過程を述べる。三河瓦産地で長期にわたり最も先進的とされた李兵衛家での三州瓦生産の実際を明らかにし、検討をする。

第一章 永坂李兵衛家の系譜

第一節 江戸時代の棚尾村

三河国碧海郡棚尾村は、寛永二年(一六二五)大浜村より分村して棚尾村となっている。いわゆる「三州瓦」と呼ばれる屋根瓦は碧海郡海岸部の棚尾村、大浜村、高浜村が生産の中心地となり現在に至っている。この節では、いち早く三州瓦生産を始めた李兵衛家があった棚尾村の状況を確認することにする。江戸時代後半の「棚尾村明細帳」は、よく保存されている。明細帳による主な人口数と戸数、村高、瓦屋の記載は以下の通りである。

人口数・戸数

享和元年(一八〇一)	三五八三人	戸数	七四一戸
天保十二年(一八四一)	四七三二人	戸数	九五九戸
明治五年(一八七二)	五八六三人	戸数	一二一六戸

村高

享和元年(一八〇一)	高千二百四十六石三斗
天保七年(一八三六)	高千二百四十六石四斗
明治五年(一八七二)	高千二百四十六石四斗

棚尾村明細帳等から確認できる瓦屋の記述

宝暦三年(一七五三) 村明細帳	瓦屋の記載なし
宝暦十二年(一七六二) 村明細帳	庄次郎(一軒)

明和七年（一七七〇）村明細帳 庄三郎（一軒）

天明二年（一七八二）村明細帳 善助、孫八郎、庄太夫、

庄蔵、文蔵（五軒記載あり）

享和元年（一八〇一）村明細帳 庄蔵、吉助、金三郎、

庄太夫、新吉、伝兵衛（六軒記載あり）

※永坂全兵衛はどう古屋とある。

天保十二年（一八四一）村明細帳 全兵衛、倭三郎、善八

利八、灸助、十兵衛、幸右衛門

棚尾村領主は江戸時代前半、目まぐるしく代わつたが、沼津水野家が領主となつてからは、廢藩置県まで沼津水野家の飛地として支配された。棚尾村の瓦屋については、宝暦十二年（一七六二）の明細帳に初めて「庄次郎」という瓦屋が確認できた。享和元年（一八〇一）には瓦屋として六名の者が記載されている。ただ同年の全兵衛は、「どう古屋」壱軒と記載されている。永坂全兵衛家文書「開業沿革」においても明らかであるが、創業は京都から帰つた天明八年（一七八八）である。棚尾村には、他にどう古（コンロ）を製造する者がいなかったため「明細帳」では全兵衛をどう古屋に分類したものと推測できる。

文政十一年（一八二八）棚尾村瓦師五人と大浜村瓦師十五人は村を支配する大浜陣屋へ次の「瓦窯師株定之事」提出している。これは両村の瓦師が既得権を守るため生産、販売を独占し、新規参入者を排除することが目的であった。仲間の取り決めは以下の通りである。

「瓦窯師株定之事」

一 新規ニ相始候儀不可成様以御慈悲御定被下置候
一 御冥加壱株ニ付鑿四百文宛御村方江年ニ無滞完納可致事
一 過分之高利取不可、安売等致間敷事
一 何事ニ不寄以我意相背申間敷事
一 皇太子之御忌日ニ致参會各遂拜礼并ニ萬端取究可有事

この取り決めに続き、棚尾村五軒、大浜村十五件の瓦師の名前が列記されている。全兵衛の名は棚尾村五人の最初に書かれており、確認することができる。

第二節 全兵衛家系譜と先進的な瓦づくり

三州碧海郡棚尾村には、永坂全兵衛の名で天明年間（一七八一〜一七八八）より太平洋戦争の頃までの七代、一七〇年ほど製瓦業を営んだ瓦屋があつた。この家の二代目全兵衛は、天明八年（一七八八）京都に上り製瓦を学んでいる。その詳細は、五代目全兵衛（正勝）が明治二十七年十二月廿日から開催された「第四回内国勸業博覧会瓦製造解説書」という「開業沿革」の中で記述している。

余カ家ハ代々棚尾村ニ住ス、曾祖父全兵衛始メテ瓦業ヲ学ビ、業已ニ熟シ、廿五才ノ時奮然京都ニ赴キ、猶一層造瓦ノ法ヲ練磨シ、七年ノ春秋ヲ経テ故郷ニ帰り、天明八年ニ開業シ、茲ニ代ヲ累ルコト四世、年ヲ経ルコト百有余年、精意専ラ瓦業ニ従事シ、先祖ノ經驗ヲ網羅シ、之ニ加ウルニ自己ノ実験ヲ以テシ、製造法ヲ改良シ、産額ヲ増加シテ、社会ノ利益ヲ謀リシコト、決シテ鮮少ニ非サルナリ、殊ニ明治九年ニ於テ、已ニ愛知県庁ノ特命ヲ以

テ、米国費拉特費府博覧会ニ出品シタリ

この文章は、五代目奎兵衛(正勝)が四十七歳の時に書いたものである。曾祖父とは、二代目奎兵衛である。永坂奎兵衛家と製瓦場は、大浜村本郷と棚尾村本郷の境にあった。両村の間には古くから塩田があり、海水を取り入れる堀川沿いに屋敷、作業場、達磨窯(三基)があった。堀川河口は大浜湊となっており、舩による瓦積出しの便は良かった。明治十三年(一八八〇)の「瓦製造取調書」には、「だるま窯三基、職人二十六人(徒弟を含む)、製造瓦二十一万枚、代価三一五〇円、主要供給先は愛知県、三重県、和歌山県、静岡県、東京府である。」とある。奎兵衛家では、この内容で新しく誕生した愛知県に、これまでの瓦づくりを報告したのである。

三州瓦産地で瓦関係を生業とする者の間では、永坂奎兵衛の名は知れ渡っていた。永坂奎兵衛家は、商標となっている「三州瓦」創業の時代からその歩みを次のように始めている。

永坂家初代の俗名は与平といい、瓦屋をしていたとされる。香奠覚帳(永坂家文書五三二・三四五)に次の記載が見られる。

壬享和二年戊二月十一日 香 奠 覚 帳

明和五年子三月廿九日命終 俗名 与平

行年六十四才 文政九年迄五十九年二なる

享和二年戊二月十一日命終 俗名 おさよ

この家の初代与平は、明和五年(一七六八)に六十四才で亡くなっているため、生まれは、宝暦二年(一七〇五)頃となる。

二代目当主からは、代々屋号となる奎兵衛の名が始まる事が確認

できる。二代目奎兵衛が亡くなった箇所の覚帳の記載は次の通りである。

文政九年 香 奠 帳

戊五月十一日昼八ツ時命終

俗名 奎兵衛 七十才

「香奠覚帳」から計算すると、奎兵衛の生まれは宝暦七年(一七五七)となる。与平五十三才、おさよ三十才の時の子であった。

三代目は、奎兵衛(満真)である。

奎兵衛満真称願 行年 七十九才 夜七ツ時命終

三代目満真は、寛政二年(一七九〇)、父奎兵衛三十三歳の時の子である。満真の時代から文書史料がよく保存されている。奎兵衛家の江戸瓦積み出しの最も古い記録は「天保五年(一八三四)甲子金銀出入通・長崎屋源左衛門」の中にある。そこには江戸の瓦問屋久保田、三河屋の名が見える。また「江戸積仕切帳」(天保十一年子七月起、嘉永五年子五月起)には、江戸への積み出し年月日、湊名、船名、船頭名、瓦種類と枚数、単価、代金、請取為替金、瓦石高、運賃百石二付、進上物、盆前(盆後)代金総計、為替金総計、差引過不足金などが記載されている。満真の時代の奎兵衛家の奉公人二十七名の請状も残されている。

奎兵衛家には、だるま窯が三基あったが、江戸での需要が多かったことから、大浜村、棚尾村、高浜村などの瓦屋から瓦を買い集めている。このことから奎兵衛家は、瓦生産とさらに瓦の生産地問屋という性格も合わせ持っていた事が確認できる。

四代目李兵衛（嘉平治）は、文化十三年（一八一六）に生まれ、明治十八年（一八一六）に亡くなっている。（永坂家文書五三二・三六〇）

乙酉明治十八年十二月十八日 午後第十時四十分命終

香 奠 帳 法名 釈至成

四代目 俗名 永坂李兵衛

四代目李兵衛は高浜村上組の板倉喜平と李兵衛の娘乃婦（のぶ）の間に次男として生まれた。成人すると母の実家を継いでいる。

明治維新の改革が成されると、産業振興の声が高まる時代であった。博覧会熱が高まった。四代目嘉平治、五代目正勝は、周囲の期待もあり、これによく応えている。明治九年（一八七六）嘉平治は、愛知県庁の特命により、米国費ラ特費万国博覧会へ出品している。李兵衛の名は県庁でもよく知られており、県庁関係の医学校、額田郡役所、知多郡役所などの仕事を請け負っている。さらに翌年の明治十年（一八七七）第一回内国勸業博覧会が上野公園で開かれるや出品して褒状を受けている。

五代目李兵衛（正勝）は、弘化四年（一八四七）に生まれ、昭和三年（一九二八）に亡くなっている。永坂家文書（五三二・三九七）

昭和三年八月十三日（旧六月廿八日）午前二時三十分命終

釈常喜 俗名 永坂李三郎正勝

葬式行列役割焼香順 八月十四日葬儀施行

正勝は、漢学、書道、和歌、茶道、剣道を学んでいる。正勝三十四歳の明治十四年（一八八一）第二回内国勸業博覧会に際しては、高さ

五尺五寸、巾六尺五寸の「大棧瓦」を出品し、有功三等賞を受けている。瓦表面には「作瓦説」という漢文が彫刻されている。そこには碧海郡の瓦製造業の盛況が述べられている。

六代目茂三郎は、明治六年（一八七三）に生まれ、昭和四十一年（一九六六）に亡くなっている。茂三郎は、明治二十一年（一八八八）同志社普通学校二年に編入学し、同校を卒業している。

第七代利貞は、明治四十二年（一九〇九）に生まれ、平成元年（一九八九）に亡くなっている。利貞は、旧制刈谷中学を卒業するとともに、父茂三郎と共に瓦屋の経営に当たった。昭和十二年（一九三七）に始まった日中戦争が拡大すると、製瓦業は不急の平和産業とされ、燃料となる石炭、薪木等の統制を受けることになった。さらに太平洋戦争が激しくなる昭和十九年（一九四四）には、李兵衛家の瓦生産は休業に追い込まれてしまった。職人が戦地に取られたこと、燃料の不足からであった。

『明治初年の戸籍とそれに基づく村況』⁸には、明治七年（一八七四）棚尾町に十二軒の製瓦業者があったことが書かれている。しかし、棚尾町周辺の粘土が枯渇したこともあり、戦後に製瓦業を再開する者は、北部（中山、浜尾）へ移り生産を再開している。

第二章 李兵衛家の無給見習徒弟と有給職工

第一節 奉公人請状

永坂李兵衛家には二十七枚の奉公人請状が残されている。（永坂家文書五三〇・一八五〜二〇八）奉公人請状は、奉公人側が雇主へ提出

した身元保証書である。奉公人は、主人である奎兵衛から様々な指示を受け、瓦づくりを支えた人々である。奉公人請状の内容は、奉公人名、年季の期限、給金、前渡し金、仕着、奉公人の逃亡や長煩いの時の始末、檀家となる寺院が書かれている。だが、いずれの請状にも奉公人の年齢は書かれていない。奎兵衛家の奉公人請状の形式、内容は当時としては一般的なものである。

奉公人請状之事

一 高浜村孫太郎倅仁三郎と申者、慥成者二付、我等請人二罷立、当寅正月ヨリ来戌十二月まで、都合九ケ年の間、其元江弟子入為致申候処、相違無御座候。為御給金と金壺両、外ニ金式分也借用仕、如斯只今慥ニ請取、御年貢上納仕候処実正也。

一 御公儀様御法度之儀者不及申、御家之御作法何事二不寄、急度為相守可申候。此者宗旨者、代々浄土宗同村恩任寺旦那二紛無御座候。寺請人方ニ取置申候。万一此者御奉公之内、取逃欠落仕候哉、又者如可様之儀仕出シ不埒仕候節者、其取逃之品々者不及申、本人早速尋出シ、其元御望次第急度埒明、少も御苦勞懸申間鋪候。為後日請状仍如件。

嘉永七年寅正月

高浜村親

孫太郎

印

同処親類請人

彦吉

印

棚尾村瓦師奎兵衛 殿

永坂奎兵衛家奉公人二十七名の請状は、二枚が不完全なもので、書き損じか他の理由によるものかは不明である。出身村、性別、親・本人名、期間、請状作成年月日は次の通りである。

出身村	性別	親・本人名	期間	請状作成年月
○ 棚尾村	女	源四郎娘(欠名)	七ヶ月	文政五年正月
○ 小山村	男	圓七倅豊吉	九ヶ年	弘化三年正月
○ 小山村	男	圓七倅新治郎	一ヶ年	弘化五年正月
○ 棚尾村	男	久四郎倅久蔵	式ヶ年	嘉永元年九月
○ 鷲塚村	男	弥吉倅弥作	九ヶ年	嘉永三年正月
○ 棚尾村	男	定助倅井者	六ヶ月	嘉永三年正月
○ 鷲塚村	男	善四郎倅三津太郎	拾壱ヶ年	嘉永四年四月
○ 棚尾村	男	周蔵倅竹治郎	拾ヶ年	嘉永六年正月
○ 棚尾村	男	圓助倅万吉	八ヶ年	嘉永六年正月
○ 大浜村	男	忠右衛門倅皆吉	拾ヶ年	嘉永六年正月
○ 高浜村	男	孫太郎倅仁三郎	九ヶ年	嘉永七年正月
☆ 棚尾村	女	柳蔵娘こう	六ヶ月	安政二年七月
○ 棚尾村	男	猶蔵倅辰治郎	九ヶ年	安政三年正月
☆ 高浜村	女	喜助娘(欠名)	七ヶ月	安政三年正月
○ 棚尾村	男	三津蔵倅鉄治郎	拾ヶ年	安政五年正月
○ 棚尾村	男	猶蔵倅末吉	九ヶ年	安政六年正月
○ 棚尾村	男	清四郎倅栄吉	拾ヶ年	安政六年正月
○ 棚尾村	男	助七倅千代吉	九ヶ年	安政七年正月
○ 大浜村	男	増蔵倅(欠名)	七ヶ月	万延元年十二月
○ 棚尾村	男	助七倅寅吉	八ヶ年	文久三年正月
☆ 大浜村	女	治助娘寿多	六ヶ月	文久三年七月
○ 大浜村	男(親欠名)	浅右衛門	一ヶ年	元治二年三月

- ◎ 大浜村 男 友右衛門倅松三郎 一ヶ年 慶應二年七月
 - ☆ 棚尾村 女 源六娘りよ (不明) 慶應三年九月
 - ◎ 中畑村 男 六助倅長蔵 一ヶ年 慶應四年正月
 - ◎ 米津村 男 (親名欠) 小七 期間無 明治三年六月
 - ☆ 大浜村 女 関蔵娘きみ 七ヶ月 年月日記載なし
 - (欠村名) 親仙十 (欠期間) 年月日記載なし
- 出身地(村名)の分かる奉公人は二十七名で、棚尾村が十三名で約五割を占めている。また、現在の碧南市となる村の出身者は二十一名である。比較的近隣から雇用していることが分かる。☆印は女性で六名いる。期間は六ヶ月と短く、正月から盆まで、盆から正月までの半年の奉公人である。○印は「其元江弟子入為致候」と記載している奉公人である。その期間は八ヶ年から十一ヶ年と長く、弟子入りの際、手渡される金子は一兩二分となっている。◎印は給金の記載があり、職工かと思われる。それぞれの者の技量、経験、年齢を考慮しているのか、次のように金額に違いがある。
- ◎ 小山村(刈谷市) 圓七倅新治郎 壱ヶ年金五兩也
 - ◎ 棚尾村(碧南市) 久四郎倅久蔵 壱ヶ年金五兩也
 - ◎ 棚尾村(碧南市) 定助倅井者 御給金三兩也
 - ◎ 大浜村(碧南市) 増蔵倅(欠名) 御給金不明
 - ◎ 大浜村(碧南市) 友右衛門倅松三郎 壱ヶ年金三兩式分
 - ◎ 大浜村(碧南市) 浅右衛門 壱ヶ年金五兩也
 - ◎ 中畑村(西尾市) 六助倅長蔵 壱ヶ年金六兩式分
 - ◎ 米津村(西尾市) 小七 壱ヶ年金七兩式分

奉公人請状作成年月が幕末という社会変化の激しい時期であったことや奉公人請状には年齢の記載が見られないことから、一概には判断できない。八ヶ年から十一ヶ年という期間を徒弟として過ごし、晴れて瓦職人となることを目指すスタートは何歳ころであったのか、次の記録(永坂家文書五三〇・一一一)が参考となる。

碧海郡棚尾村式番戸 瓦製造業 永坂奎兵衛方雇人

同郡同村字西山八拾壱番地 瓦職工 小林弥平

天保九年九月三日生

右ノ者、嘉永二年正月、年十二歳ニシテ瓦製造見習ノ為メ、徒弟トシテ永坂奎兵衛ノ家ニ雇ワレ、安政六年年季明ノ後、職工トシテ引続キ同家ニ勤続シ、年六十八歳ニシテ老病ノ為メ止ムナク隱退シ、今尚存命自宅ニテ静養ヲナシツツアリ、同人ノ如キ六十年間終始一日ノ如ク同一家ニ仕へ、更ニ他ヲ顧ミザルハ、全ク稀ニ見ル忠実ノ者ナリトス

明治四十五年三月一日調

瓦職工小林弥平⁹⁾の奉公人請状は確認できないが、天保九年(一八三八)生まれの弥平が明治四十五年(一九二二)、七十四才で棚尾村商工会から表彰¹⁰⁾されることになった。「明治四十五年三月一日調」から、弥平は十二歳で奎兵衛家の見習いでスタートしたことがわかる。三州瓦産地では一人前の職工として賃金が頂けるようになるには、最低でも七、八年は無給奉公人の経歴が必要であったといえる。

第二節 職工人名帳

「職工人名帳」とは、職工の賃金支払いの記録である。時代は明治となつてはいるが、永坂奎兵衛家の瓦職人賃金支払は、いかになされたか参考となる。賃金支払いの記録は二冊あり、表紙には「癸未明治十六年」(一八八三)、「甲申明治十七年」(一八八四)とある。職工人名帳には、十四名の職人への賃金支払いが記載されている。忠右衛門、民藏、岩藏、茂助、宗十、宗八、弥兵衛、庄作、又市、清八、新六、清助、利七、好右衛門である。「職工人名帳」の十六年に茂助の名前があるが十七年には見当たらない。茂助の記載は次のようになってゐる。

明治十六年 茂助	
一 式拾貳人	正月 旧十二月廿九日
一 式拾五人	二月 一 拾円 かし
一 式拾七人	三月 二月廿五日 一 拾五銭
代 九円貳拾五銭	旧三月廿四日
一 二十五人	四月 一 貳円 かし
一 二十四人	五月 旧四月廿七日
一 式十四人	六月 一 五銭 かし
一 十一人五分	七月 旧四月廿九日
代 八拾四人五分	一 壹円
代 九円拾五銭四厘	六月廿六日 旧五月廿四日
代 八円四十銭四厘	一 五十銭 かし

引ノ四円四拾四銭四厘 旧六月廿五日 一 貳拾銭 かし
 一 拾貳人 七月 八月十九日 旧七月十二日
 一 式拾貳人五分 八月 一 十円 かし
 一 二十六人 九月 新九月十八日
 代 六十人五分 一 壹円五拾銭 かし
 代 五円七拾四銭七厘五毛 一 拾壹円五拾銭
 一 二十五人五分 十月 引ノ 六拾七銭七厘五毛
 一 式拾六人 十一月 又 五拾七銭六厘五毛 年貢
 一 廿一人 十二月 合ノ 壹円貳拾五銭四厘 かし
 代 七拾貳人五分 此処へ壹円入
 代 五円七銭五厘 此分相済
 合ノ 拾円八拾貳銭二厘五毛 貳拾五銭四厘 此分相済

上の段は、正月から十二月までの月ごと何日働いたか書かれてゐる。一年が四期に分けられており、賃金の支払いは益以前と益以後の二回に分けて支払われる。しかし、それでは生活に差し支えるので、貸付制度(前借制度)があつた。また、職工の商品購入代金も貸付があつた。茂助の場合、益以後において、差引壹円貳拾五銭四厘のマイナス(かし)となり、二回に分けて返済している。茂助の名は明治十七年の職工人名帳にない。十六年末で奎兵衛の瓦屋を辞めたものと思われる。

貸付金が賃金を上回ることもあるが、それは次回に繰り越しができ

た。だが、こんな場合もある。十七年職工人名帳に新たに見られる名として喜蔵がいる。七月の段階で賃金と貸付金の清算はマイナス四円三十四銭八厘五毛で、次回へ繰り越しである。ところが十二月もマイナス八円となり、「かし」が増加していた。喜蔵がいかなる職工であったのか不明である。家庭に事情があったのかもしれない。明らかなのは、喜蔵にとって借りた金銭の返済はままならなかったということである。

「癸未明治十六年」と「甲申明治十七年」の「職工人名帳」から何人かを取り出し賃金（日給）を算出してみると次のようになる。一年は四期に分けられている。一期は一月から三月まで、二期は四月から七月まで、三期は七月から九月まで、四期は十月から十二月迄である。

癸未明治十六年（職工日給）

宗 八	一期 十三銭五厘	二期 十二銭	三期 十銭五厘	四期 八銭	利 七	一期 十八銭七厘五毛	二期 十六銭二厘五毛	三期 十四銭二厘五毛	四期 十銭五厘	弥 平	一期 十八銭七厘五毛	二期 十六銭二厘五毛	三期 十四銭二厘五毛
清 八	一期 十二銭五厘	二期 十銭八厘三毛	三期 九銭五厘										

四期 七銭

甲申明治十七年（職工日給）

宗 八	一期 十銭	二期 九銭	三期 九銭	四期 九銭	利 七	一期 十三銭五厘	二期 十二銭	三期 十二銭	四期 九銭六厘	弥 平	一期 九銭	二期 八銭	三期 八銭	四期 八銭
清 八	一期 九銭	二期 八銭	三期 八銭	四期 八銭										

日給で高い賃金がもらえる職工は、通常、役瓦（道具もの）という難しい瓦をつくる高度な技術を持つ職工であった。棧瓦だけでなく、役瓦もつくるという技術が賃金に反映されたようである。

刈谷市小山には、明治二十二年（一八八九）、四十五歳で瓦製造を始めた神谷関次郎がいた。関次郎のもとで働く職工（挙師）は、日当ではなく出来高で賃金が支払われたという。勤務時間は決められておらず、荒地瓦、白地瓦共に仕上げ枚数で賃金が決まる職人任せであったという。仕上がった段階で、関次郎が検査し、商品にならないもの

は「はねて」、枚数により賃金が決定されたという。

多くの製瓦業者職工は、出来高制が普通で、職工を日給で雇用した李兵衛家は、早くから東京、横浜、名古屋に優良顧客をもつ瓦問屋との繋がりがあったことから日給で雇うことが可能となったようである。李兵衛家のように窯を持つ瓦師は、職工とは別に窯を持たない白地屋から焼成前の瓦を購入することも頻繁にあり、現在も同様の分業は、普通に見ることができ。

李兵衛家の職工の賃金(日給)には、格差があった。宗八、利七の年齢は不明であるが、清八は三十二才、弥平は四十五才である。四人の中で、清八、弥平の賃金は少ない方であった。熟練の度合い、技能的な差異によるものと推測される。

四期に分けられた職工の日給は、三十八%近く変動し、特に賃金の高い職工の変動は激しい。この根拠を製瓦業の家に生まれ、『日本の瓦・三州の瓦』を著した石川繁治は「明治十六年では、一時的と思われるが、問屋から李兵家への瓦注文が減少したため、職工の日給の序列は維持しつつ、日給を低い職工へ近づけた可能性がある。」と述べている。李兵衛家では、明治二十七年四月の愛知県工場職工調査表では、従業員十八人の平均賃金を十五銭で報告している。従業員数に変化はないが、十年程でかなり改善していることが分かる。職工たちの月別労働日数は、次の通りである。労働日数には、個人差がある。農業(兼業)との関係が考えられる。日数の確認は「職工人名帳」によるものである。

月別職工労働日数

	宗八	利七	清八	弥平
一月	二十日半	十九日半	二十二日半	二十四日
二月	二十二日半	二十七日	二十七日半	二十七日
三月	二十二日	二十七日半	二十六日半	二十五日
四月	二十二日	二十七日	二十六日	二十四日半
五月	十一日	二十六日半	十四日半	十三日半
六月	十九日半	二十八日	二十八日半	十三日
七月	十六日	二十一日半	二十四日半	なし
八月	十三日半	二十三日半	二十七日	一日
九月	十九日	二十三日	二十六日	二十三日半
十月	十九日	一日	二十五日	二十六日半
十一月	十九日半	四日半	二十六日	二十三日
十二月	十日	二十六日	二十五日半	二十六日
年間計	二一四日半	二五五日	二九九日半	二二七日

日本の歴法は、明治六年(一八七三)から太陽暦(グレゴリオ暦)が採用されているが、三河棚尾村という田舎では、閏年の十三ヶ月が使用されていた。永坂家の職工が勤務した日数は、個人差があり、職工の実家の仕事への配慮が見られた。主家からの貸付制度があり、貸付金が賃金を上回る職工も見られた。

李兵衛家の徒弟、職工の待遇については、明治二十七年(一八九四)になってしまいが、県へ報告した「製造所・工場職工調査表」¹²⁾「記入上の注意」(明治廿七年四月三十日調)から確認することができ。調査は愛知縣より棚尾村役場を通して行われている。

(永坂家文書五三〇・五四)

「製造所・工場職工調査表」「記入上の注意」

賃金支払ノ方法は日給也、最高式拾銭、最低八銭五厘、實際ノ平均拾五銭、有給職工ニハ賃錢ノ一部トシテ食ヲ供給ス、無給見習徒弟ハ、契約ノ始ニ於テ、手当金トシテ其父兄ニ金三円ヲ供与シ、其未夕契約年期ヲ完了セサル間ハ、食住ハ勿論、夏冬兩度ニハ必ス仕着ヲ与フ、其價格ハ大略式円トス、又毎年六月、十二月及祭日等ニハ小使金トシテ、平均合セテ金式円ヲ供与スルヲ以テ常規トス、賃錢支払期日ハ、六月、十二月ノ兩度也、無給見習徒弟ハ、凡ソ平均八年ノ稽古ヲ経テ、有給職工トナル、賄、仕着ノ類ハ賃錢ニ加算スル、一日ノ労働時間(始業ヨリ終業マテ)十一時三十分、時間中喫飲時間五十分、同上休息時間二時間二十五分、

工場寄宿舍ニ在ルモノ 十一人

否ラサルモノ 七人

職工被雇年数 十年以上 九人

一期被雇契約年数 普通凡八年 最長凡九年

解約予告期限 満二十才ヲ期限トス

若又前借シテ逃亡シ、他ノ同業者ニ雇ハルル時ハ發見次第、同業者間相互ノ徳義ニ依リ直ニ其雇ヲ解カムル者トス、無給徒弟病氣ニ罹ル時ハ、雇主ノ費用ヲ以テ徳義上醫師ニ就テ之ヲ治療セシム、但シ、有給職工ハ其限ニ非ス

不品行ノ者アリ、然ル時ハ特ニ之ヲ説諭ス、職工勤勉ナル者ハ給

料以外ニ物品若クハ金員ヲ授与スル、怠惰ノ者ハ譴責ス

李兵衛家の奉公人請状、職工調査表の報告書からは、永坂家での奉公の期間、食事、衣類支給の状況や職工は日給であったこと、勤勉であることの大切さを求めていることが明らかとなった。

第三節 瓦師職営業御鑑札

一定期間の年季が明けると、さらに二、三年「御礼奉公」として無償で労働奉仕するのが慣習であった。商人は丁稚、手代を経て、職人の場合は徒弟、あるいは弟子からいわゆる渡職人¹³⁾を経て一人前として独立するが、その時にも親方主家との同族的関係は維持された。商家の場合は「暖簾分け」と称して同族と信用の象徴である「のれん」の使用が許可された。一方、職人の場合には、親方の仲介により営業上の鑑札が与えられることが習わしであった。李兵衛家職工、齊藤利七の瓦師職営業御鑑札は明治九年七月、愛知県令へ次のように願ひ出ている。(永坂家文書・五三〇・一〇四)

瓦師職営業御鑑札御下渡願

第九大区壱小区棚尾村式拾壱番屋敷居住

齊藤 利七

右者瓦師職営業仕度、尤御規則之通税納可仕候間、御鑑札御下渡被成下度、此段奉願上候也

明治九年七月

齊藤 利七

愛知県令 安場安和殿

「鑑札」というのは、江戸時代、商工業者・日雇の営業・就職を免許する証として与えられた木札や証状のことである。『国史大辞典』（吉川弘文館発行）によれば、鑑札は大別して、幕府、藩から運上金、冥加金の納入と引換えに下付されたものと、株仲間など同業者団体員の証拠として所持された株札などがあったという。時代は明治であるが利七が明治九年七月に下付を願った鑑札は、前者のように役所から下付される性質の鑑札と言える。

李兵衛家では明治八年（一八七五）、愛知県へ報告した「職工調査表」で、仕事には四種類あるとしており、「土打」「拳師」「鬼板師」「窯焼」をあげている。「土打」からが李兵衛家の仕事であった。分業が進んでいた三州では、粘土は農閑期を利用して田畑の下から農家自身、あるいは粘土屋が採掘し製瓦業者に納めていた。各場所から一年間で使う量が製瓦業者粘土置き場に積み上げられたという。この粘土は「さき土」と呼ばれ一年ほど寝かせて、あく抜きが必要であった。「土打」はこの土をまるやかに、空気が入っていないように足で均一に踏みつけ練り上げる仕事である。練り上げた土は長さ一丈（二m）高さ四尺五寸（一・三m）幅一尺二寸（三六cm）の長方形に成形した。これは「タタラ」と呼ばれた。

一般に職工とは、「拳師」のことを意味していた。瓦の木型に合わせ一枚一枚の瓦を成形する仕事である。木型をつかうことによって屋根葺きをした時に収まりの良い瓦ができるのである。袖瓦、唐草などの役瓦は、瓦にあわせて多くの切型があった。

「鬼板師」「窯焚き」は専門職で鬼板師は鬼板師から技術の伝承をす

ることが一般的であった。李兵衛家は大きな製瓦業者のため腕のよい鬼瓦職人を雇用し鬼瓦製造がなされていた。民家の鬼瓦は見様見真似で製作する者もいたが、寺院本堂の鬼瓦をつくる時は、専門の鬼板師と組んでいた。三州では、鬼板師が専門化したのは江戸後期と考えられている。

「窯焚き」は瓦製造工程の中で一番重要な仕事であった。いつまでも銀色を保つ品質の瓦となるかどうかは、「窯焚き」の腕にかかっていた。窯をもつ業者の多くは主人（親方）が「窯焚き」を担当していた。

第三章 李兵衛家の瓦製造

第一節 江戸三河屋で売られた李兵衛の棧瓦

延宝二年（一六七四）近江国の西村半兵衛が発明した、平瓦と丸瓦をひとつにした棧瓦は画期的な瓦であった。火災に苦しむ江戸の町で享保の改革以降、瓦葺きが奨励されると、棧瓦の需要は爆発的に増加したとされる。

二代目李兵衛は、京都で瓦修行を終えると、瓦師を開業し、棧瓦づくりを本格化している。二代目李兵衛による創業については、明治九年（一八七六）、四代目李兵衛（嘉平治）が愛知県第二課宛に、次の内容で瓦師職を創業したいきさつを伝えている。

「瓦師職開業並製造の法則」（永坂家文書五三〇・四九）

先祖代々棚尾村ニ住シ、祖父李兵衛ノ代ニ至リ村中ノ田下、畑下ニ瓦ヲ製スル良土アルコトヲ知ル。辺境ノ土地デアルタメ、ソノ

業ヲ学ブ師ナキヲ憂ヒ、二十五歳ヨリ西京ニ赴キ、製瓦ノ法則ヲ学ブ。七年ノ春秋ヲ経テ、業ナリテ故郷ニ帰り、天明八年（一七八八）、三十二歳ニシテ開業シ、田下、畑下ノ両土ヲモツテ瓦ヲ製スル

李兵衛家の作業場図面には、だるま窯が三基あり、母屋、作業場、倉庫が描かれている。この作業場は大浜湊と堀川で結びついていた。大浜湊は、江戸と廻船で結びつく三河屈指の湊で御城米、三河酒、三河木綿を江戸送りしていた。

李兵衛家職工が造った瓦は、江戸市場へ送られている。確認できる「江戸積仕切帳」は天保五年（一八三三）が最も古いが、それ以前から江戸市場への売り込みをしていたものと思われる。「江戸積仕切帳」によれば、李兵衛が最も古くから取引をした瓦問屋は、江戸の三河屋五郎右衛門と浦賀の浦賀伊豆屋彦八であった。浦賀伊豆屋彦八との取引は、わずかであったが、三河屋五郎右衛門との取引は、天保十一年（一八四〇）から安政四年（一八五七）まであり、年平均で二万五千枚、弘化三年（一八四七）は最も多く七万八千八百八十六枚を取引している。三河屋が江戸の施主に納めた李兵衛家の瓦は、「三州瓦」の名であったものと思われる。「三州瓦」の名を江戸庶民が聞くのもこの頃からと思われる。

三州瓦が江戸で人気を博したとする根拠を「達磨窯の頃の三州燻瓦」の著者神谷良信¹⁴は、三つの条件をあげている。一つは燻瓦に適した鉄分を含んだ粘土に三州は恵まれたこと、二つ目は瓦の表面を炭素質の銀色の被膜で覆う燻棧瓦を生産したこと、三つ目に炭素質の被膜

づくりや炉内を密閉する技術をもっていたことをあげている。李兵衛家にも類似する記述の文書は、豊富に見られる。

李兵衛家の「江戸送り廻船仕切帳」に見られる商品は極上磨き棧瓦が圧倒的に多かった。この瓦は、吸水率が低く、雨が降ると一瞬に雨水が瓦中央に集まり、すーっと軒下へ落ちる良質なものであった。李兵衛家では、吸水率抑えるため磨きと燻すことで、この瓦を生産していた。

第二節 粘土、窯、燃料

この節では棚尾村李兵衛家が原料とした「粘土」、焼成に使った「だるま窯」、燃料の「薪」について述べたい。三州の瓦製造は享和元年（一八〇一）頃から、明治三十三年（一九〇〇）頃までの一〇〇年間ほどの期間の製瓦方法は大きく変化がなかったものと推測される。明治三十三年（一九〇〇）、高浜村の石原熊次郎¹⁵は「だるま窯」を改良し、石炭窯を考案した。三州では、いち早く窯の構造と燃料が石炭へと変化している。それ以前の江戸時代の終盤から明治時代中頃までは、粘土、窯、燃料には変化がなかったものと考えられる。

維新政府が発足し、廢藩置県は明治四年（一八七一）七月に実施された。名古屋県から改称された愛知県に額田県が統合され明治五年十一月、現在の愛知県が誕生している。明治九年（一八七六）、四代目李兵衛（嘉平治）は愛知県に対し、瓦師職を開業したいきさつや製瓦までの手順を伝えている。この史料からは、瓦土の条件や掘り出し方、手作りの時代の製瓦の手順のおよそが確認できる。新政府は殖産

興業をめざしていた。「瓦師職開業並製造の法則」には、以下の続きが記述されている。

製瓦ノ方法ハ、畑下ニ在ル処ノ土ヲ求ムルニ作土ヲ去ツタ下ニ赤土ガアル。浅イ深イガアリ、三四尺、アルイハ五七尺ノコトモアル。コレヲ掘リ出シテカタマリノ土ヲ得ル。深サハイズレモ所ニヨツテ変化スル。瓦土ノカタマリノ重サハ十二貫目(四十五kg)ヲモツテ一荷ト定メテイル。一日ノ荷数ハソノ土地ノ遠近ニヨルノデ定メ難イ。オヨソ三十五荷ヲモツテ計リ分ケト定メテイル。鋤デ削リ、足デ踏ムコト、アル時ハ一日、アル時ハ二、三日、品ノ粗密ニヨツテ練品物ノ形ニ応ジテ高ク積ミ上ゲ、分ノ厚薄ニ従イ、鉄ノ張金ヲモツテ引き切り、大体ヲ製シ日間ヲヘテ、晴天オヨソ六時間乾カス。マタ一日間薦(コモ)ニテ包ミ、乾湿ヲシテ不順ナイヨウニシテ、正形ニ乗セ、鎌ヲモツテ一日間ニオヨソ二百枚ヲ切ル。マタ晴天デオヨソ五時ノ間乾カシ、マタ一日間薦(コモ)デ包ミ、ソノ後、鑊篋(ヘキヘラ)泥鏝ヲモツテ、一日間ニオヨソ五十枚ヲ磨キ、マタ晴天デ三日間ヨク干ス。白地ニナルマデ乾カシ、窯ニ積ミ入レ、松葉ヲモツテ焼クコトオヨソ十一時間、瓦色ト火色が同色ニナルノヲ目処トシテ、口々ニ泥ヲ塗り内ノ火氣ヲシテ外ニモラサヌヨウニシテ、三日ヲ経ル。ソノ後口々ヲ開キ、瓦ヲ窯ノ中ヨリ出ス。ソノ数合計オヨソ九百枚デア
ル。

瓦色ノ等級ヲ分ケテ三等分スル。オヨソ上等三百枚、中等三百枚、下等三百枚デア
ル。当節ハ二十三人デ、一年間二三ツノ等級

ヲアワセテオヨソ十二万枚ヲ製造シテイル。製瓦法則ノアラマシハコノヨウナモノデス。

明治九年十一月十日

三州碧海郡棚尾村

永坂奎兵衛

愛知県 第二課御中

棚尾村奎兵衛家では、江戸時代後半から明治九年(一八七六)まで、製瓦によい粘土は棚尾村田畑の下にあり、その粘土を使ったことが書かれている。製瓦には、水田の下の土より畑の下の土の方が良いと述べている。永坂家文書(五三〇・一〇四)は、手帳への記載であるが、粘土の土場から、棚尾村製瓦師の作業場であろう所までの距離を実測した記録が見られる。

明治四十年一月廿六日実測

内ヨリ小栗山火葬場迄、七百拾四間、往復千四百四拾八間

内ヨリ小栗山内ノ土場迄、七百貳拾壹間、往復千四百四拾貳間

栄次郎ヨリ善明坂迄、四百拾間、往復九百貳拾四間

直蔵ヨリ小栗山土場迄、七百七拾間、往復千五百四拾間

庄助ヨリ小栗山土場迄、七百四拾間、往復千四百八拾間

学校ヨリ新道無生上リ坂曲角迄、貳百拾間

粘土は重量がある。奎兵衛家の場合、土場から自宅の作業場へは、大八車¹⁸⁾、や馬車¹⁷⁾が利用された。「瓦土ノカタマリノ重サハ十二貫目(四十五kg)ヲモツテ一荷ト定メテイル。一日ノ荷数ハソノ土地ノ遠近ニヨル」とあるように粘土の輸送費は距離によって違ったのであ

る。

永坂家文書（五三〇・一〇四）には、「作業場に運ばれた粘土は土打（土打師）によって、平瓦、鬼瓦等にあつた粘土⁽¹⁹⁾へと調整された。」とある。土打の次は、「拳師」がたたらから焼成前の段階となる「白地」づくりまでを受け持った。明治九年の「製造の法則」にあるように、生の粘土板を乾かしながら、「切る」「磨く」⁽²⁰⁾の手順を踏み、手間をかけ瓦は造られた。一枚一枚の瓦がねじらないよう日光の強さ、天候の微妙な変化を計算し「白地」へと生粘土は乾かされた。窯焚きを⁽²¹⁾する者は、焼成が始まると眠ることが許されなかつたという。常に窯の中の火色を見て薪を調節しなければならぬ作業であつた。

李兵衛家は、だるま窯が三基あり、「火」を取り扱う工場であるため、明治後期には大浜警察署へ敷地図面、設置場所、建物仕様書、窯ノ構造等を揃えて「火工場届」を提出している。そこには、窯の構造を次の内容で報告している。

窯ノ構造 永坂家文書（五三〇・一三五）

窯ハ全部土ト瓦片トヲ以テ築造シ、中央部ハ瓦ヲ焼クヘキ主要部ニシテ、地盤上高サ内法六尺、巾六尺四方ニシテ両側ニハ高六尺巾七尺ノ出入口ヲ設ケ、其前後ニハ長六尺深サ地盤下三尺ノ火室二個備エ火室ノ両端ニハ各七尺等ノ火焚口アリ

三州瓦産地のだるま窯は、通常、焼き土（古い窯）を横槌で粉にしたものと瓦の白地を水に溶き、スサ（五cmくらいに切った藁）を混ぜて練った土で築かれた。李兵衛家では、窯を焚く職人は「窯焼」（かまたき）として位置付けて専門的に業務をしていた。だるま窯を築く

職人は、外部の窯造りを専門とする業者で「窯屋」とか「窯築」と呼ばれた窯築師であつた。

李兵衛家の燃料となる薪の購入先は知多半島、矢作川上流域、蒲郡（東三河）など様々な方面の記録が見られる。瓦の焼成には、松葉で「いぶす」段階があるが、松葉でも松葉には、男松、女松があり瓦の銀色には違いがあつたと記録されている。「新川薪買入注意」には、薪購入の李兵衛家の方針を読み取ることができる。

第三節 三州瓦づくりに李兵衛家が果たした役割

李兵衛家の瓦屋創業は天明八年（一七八八）とされるが、検討の必要がある。創業者の曾孫にあたる五代目李兵衛正勝が明治二十七年（一八九四）に書いた「開業沿革」によると、「曾祖父李兵衛始メテ瓦業ヲ学ビ、業已ニ熟シ、廿五歳ノ時奮然京都ニ趣キ、猶一層造瓦ノ法ヲ練磨シ、七年ノ春秋ヲ経テ故郷ニ帰り、天明八年（一七八八）ニ開業シ、慈二代ヲ累ルコト百有余年」とあり、京都に修行に赴く前、すでに瓦製造業をしていたことを窺わせる記述がある。現在の御当主も⁽²²⁾二代目李兵衛は修行に出る前から瓦製造をしていたとしている。

天明年間（一七八一〜一七八八）の前後に、高浜村（現高浜市）の神谷儀八、棚尾村（現碧南市）の永坂李兵衛が京都へ赴き、瓦修行を積み、それぞれの村へ戻り製瓦師となった。二人が修行した京都の瓦師は、寺島家⁽²³⁾であつたと推測する三河の研究者は多い。

寛政年間（一七八九〜一八〇〇）以後、急速に製瓦師が増加する地域は、矢作川下流域の棚尾村、大浜村（現碧南市）、高浜村、高取村

（現高浜市）中畑村、平坂村（現西尾市）である。これら村々で急速に製瓦師が増加した背景には、名古屋や江戸をはじめとする町屋の瓦需要の増加があったからである。

京都で京瓦²⁴修行を積んだ儀八や李兵衛のねらいを次のように推測したい。三州の瓦造りに、当時最上級と評価された京都の瓦造りを取り入れたかったということである。それは急激に増加する江戸の棧瓦（火除瓦）需要を想定したものである。江戸という市場は、京都、大阪で生産される製品を「くだりも²⁵」のともてはたしたとされる。一方で関東をはじめとする地方で生産される産品は「くだらないもの」という評価すらあったという。李兵衛は、三河にあった従来からの瓦造りを脱皮して、江戸で評価される瓦造りを意識していたものと思われる。

三代目李兵衛（満真）の代からは、史料がよく保存されている。そのため江戸への瓦積み出しが年月日、湊名、船名、船頭名、瓦種類と枚数、単価、代金など詳細に確認できる。李兵衛家では、自身の工場での生産枚数を上回る注文が江戸などの瓦問屋からあると、大浜村、棚尾村、高浜村などの瓦屋から瓦を買い集め、江戸送りをしていった。瓦の生産地問屋という性格を持ち、販路開拓にも熱心であった。

李兵衛家の奉公人請状にみえる徒弟等（女性を含む）二十七人の出身地は、棚尾村十三人、大浜村六人が目立っている。これら徒弟が職人として自立していくなかで、人脈が形成され、李兵衛家を中心とした瓦屋の仲間集団も形成されたものと推測できる。

幕末から明治を迎える頃の四代目李兵衛嘉平治、五代目李兵衛正勝

は公共建造物を請負うと同時に、万国博、内国勸業博覧会をはじめとする様々な展示会²⁶へ瓦の出品を繰り返している。瓦の品質を高めることが、明治を迎えた東京で市場を開拓する方途と考えていたものと思われる。

おわりに

本論文は、李兵衛家が碧南市へ寄贈した文書から、李兵衛家の瓦生産を支える、徒弟、職人はいかに育てられたかを論じた。そして、これら人々により実際の瓦づくりはどのようなようになされたかに焦点を絞り追究を試みた。奉公人請状には奉公人名、年季の期限、給金、前渡し金、仕着、奉公人の逃亡や長煩いの時の始末、檀家となる寺院が書かれ、瓦職人をめざす奉公が始まっている。瓦師職営業御鑑札御下渡願を経た瓦職人では、賃金（職工日給）、月別職工労働日数の実際も明らかとなった。

そして、李兵衛家の瓦づくりに使用された粘土、窯、焼成するための燃料は、いかに調達されたかを確認することができた。李兵衛家の場合、粘土は同じ棚尾村で現在は栗山町周辺である。水田下の粘土は瓦には不向きであったとしている。焼成の窯はだるま窯で一度に千枚ほど焼くことができたとしている。三州瓦の焼成は他の瓦産地と比較し、焼成温度は高かったという。焼成の最終段階では松葉を使い燻す過程があった。この「燻し」により瓦表面には銀色の酸化膜が形成された。美しく吸水を防ぐ瓦は「燻し」によるものである。

明治十四年（一八八一）第二回内国勸業博覧会が、東京上野で催さ

れ、五代目李兵衛正勝は、文章彫刻をした大棧瓦壺篇を出品した。正勝は、三州の瓦造りを漢文の「作瓦説」を彫刻し出品した。

(永坂家文書・五三〇・五一)

作瓦説

屋瓦之為物要器也、其為世用久矣、今也人心競新構造争巧、瓦之用亦日益隆也、是以数州甄者起業倍乎、他年而其作数、参河為多也、参河則吾碧海郡社盟為多也社百三十餘戸、一歳所作大約千百三十万扁矣、然不偏多作精造之要故其粗視之、数州之粗者品等自異也、且彼創業祖多出乎、参河或備参工以規撫焉、其優劣自素也凡州異則氣候土質異也、其作法亦有小異也、又有古今之異也、雖然其要則止三訣、曰覆後数年原釉不變、曰堅密耐寒、曰不髻無瑕、三要備謂之良瓦(中略)

是狀其髻弗耳甄者欲知精微在苦焦鑽研而已

明治十三年八月

参河州碧海郡棚尾村

永坂李兵衛撰書鐫

ここには三河碧海郡には百三十社ほどが瓦製造を行っていること、年間千二百三十万枚程を生産していること、瓦についての考え方、製作の仕方、焼成の方法が書かれている。瓦需要が一気に高まる近世末から近代にかけて、瓦産地は日本の至る所にあった。町という町、村という村に瓦屋はあったという。手造りの粘土瓦をだるま窯で焼成するわけであるが、産地によって出来上がる瓦の大きさ、品質等は様々であったという。

本論文では、天明年間より太平洋戦争までの三州における瓦生産の

一事例を永坂李兵衛家文書から明らかにしたものである。李兵衛家の瓦造りは、京都での修行にはじまり開業されている。職工への日給、アメリカ万博出品、内国博覧会へのこだわりからも質の高い製品を求めていたことは明らかである。

現在、日本最大の瓦産地は高浜市・碧南市である。商標「三州瓦」の品質は、多くの消費者の信頼を得ているものと思われる。永坂李兵衛家の瓦工場は、「三州瓦」と呼ばれ始めた時代に創業されており、その後も常にこの地域の牽引役を担ってきたといえる。

〔注〕

- (1) 石川繁治(昭和九年生まれ、碧南市在住)愛知県文化財保護審議委員及び、碧南市文化財保護審議委員を務めた。『日本の瓦・三州の瓦』では、三州瓦の歴史を担当執筆した。
- (2) 永坂家文書は、碧南市へ寄贈後、六〇〇点程に分類されている。安永七年(一七七八)頃から昭和二〇年(一九四五)頃までの文書である。
- (3) どう古屋とは、焜炉屋(コンロ屋)のことである。
- (4) 水野忠友が三河大浜藩で旗本から大名となった。
- (5) 堀川は寛永五年(一六二八)時の大浜村名主石川八郎右衛門が、領主本多下総守の許可を得て塩田への河道を改修した。
- (6) 長崎屋源左衛門は、棚尾村で為替を扱う両替商を営み、永坂李兵衛家もここを利用していた。
- (7) フィラデルフィア万国博覧会は、明治九年(一八七六)五月から十一月までアメリカ合衆国で開催された。
- (8) 碧南市市史資料第二十九集『明治初年の戸籍とそれに基づく村況』は、昭和三十年(一九五五)碧南市史編纂事務局長林口孝により著作された。碧南市の維新期の村ごとの状況が書かれている。

- (9) 小林弥兵衛は天保九年(一八三八) 棚尾村に生まれ、十二才で奎兵衛家奉公人(徒弟見習い)となっている。
- (10) 明治四十五年(一九一二) 三月の棚尾表彰では、十三才で奎兵衛家の見習として雇人となった大浜村鈴木清八も表彰を受けている。
- (11) 太陰太陽暦(旧暦)のもとでは二、三年に一度、十三カ月の年がやって来る。これを閏年と言い、閏年には閏月が入る。
- (12) 「製造所・工場職工調査表」(明治廿七年四月三十日調)「記入上の注意」による。
- (13) 渡職人は、旅から旅へ、移り住みながら鬼瓦などを造った。これら瓦師を「わたり」と呼んだ。
- (14) 神谷良信(昭和十五年(一九四〇)生まれ、刈谷市在住)『だるま窯の頃の瓦屋と刈谷の瓦屋』『達磨窯の頃の三州燻瓦』の著作がある。明治二十二年(一八八九)創業「神関製瓦所」の四代目代表。
- (15) 三河高浜村の石原熊次郎は明治三十五年(一九〇二)、だるま窯を石炭炊きに改良した。
- (16) 江戸時代のだるま窯と現在のだるま窯は基本的に変わっていない。『達磨窯』吹田市立博物館(一九九七) P.2
- (17) 明治三十四年(一九〇一) 村の北に棚尾小学校を建設している。学校の北に粘土の土場となる栗山、善明坂があった。
- (18) 大八車は、一台で八人分の仕事(運搬)ができることから代八車ともいわれた。
- (19) 粘土は採掘されると「さきつち」と呼ばれる粘土置き場に、通常一年以上備蓄された。
- (20) 「磨く」は「磨き」とも云われ、磨きコテ等で、表面を滑らかに緻密に仕上げることで吸水率を下げた。
- (21) 窯焚きは、窯焼とも云われ、下手をすれば、窯に入れたすべてが商品とならぬこともあり重要な仕事であった。
- (22) 永坂奎兵衛家の瓦づくりは、昭和十八年(一九四三)、太平洋戦争により多くの職人が徴兵されたため操業を停止した。永坂奎兵衛家の現在の当主は公務員をしている。
- (23) 寺島家の先祖は、紀伊粉河出身の瓦職人頭であったという。
- (24) 平安建都以来、京都は瓦の一大産地として栄えてきた。
- (25) 江戸時代、京都、大阪から江戸へ入る商品は「くだりもの」と言ってもてはやされた。東国の商品ではかなわないとされた。これは「くだらないもの」の語源ともされた。
- (26) 永坂家が出品した主な展示会は、明治九年(一八七六)米国費拉特費府万国博覧会、明治十年(一八七七)第一回内国勸業博覧会をはじめ、多くの展示会、品評会に出品された。
- (27) 昭和二十九年(一九五四)十月にJIS制定が行われた粘土瓦は昭和三十三年(一九五八)JISマーク表示製品となった。

(はやしぐち ひろし 文学研究科歴史学専攻博士後期課程)

(指導教員・渡邊 秀一 教授)

二〇二〇年九月二十九日受理